

よくあるご質問「女性活躍促進施設整備補助金」

(基本的事項)

Q1 この補助金の目的はなんですか。

A1 この補助金は、「やまぐち女性の活躍推進事業者」が行う女性が働きやすい職場環境の整備に対し支援することにより、女性の就業継続や職域拡大を図ることを目的としています。女性の就業における障壁を解消し、女性活躍促進法に基づく一般事業主行動計画に定めた目標の達成に資する施設の整備に関する経費を補助します。

(交付手続)

Q2 申請期間は決まっていますか。

A2 申請期間は令和元年(2019年)12月27日(金)までです。なお、先着順とし、交付決定額が予算枠に達したときは、同日以前に受付を終了します。

Q3 申請までに必要な手続きがありますか。

A3 次の手続きが必要です。

- ①「女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画」を策定し、労働局に届け出ることが必要です。
- ②県男女共同参画課に「やまぐち女性の活躍推進事業者」登録の申請が必要です。

Q4 「一般事業主行動計画の目標」には、何を定める必要がありますか。

A4 女性の就業継続、職域拡大に係る目標を行動計画に定めることとし、具体的には、「女性比率」、「女性採用比率」、「女性定着率」、「女性正社員化」等が該当します。

なお、行動計画の目標に「管理職比率」「育休取得率」「年休取得率」を定めることは、もちろん可能ですが、これらの目標だけでは本事業の趣旨に沿わないので、交付要件に該当しません。

Q5 目標を達成できなかった場合は補助金を返還する必要がありますか。

A5 目標を達成できなかった場合でも、その達成に向けた具体的な取組が行われていることが認められれば、補助金返還は求めません。

Q6 着工までに必要な手続きがありますか。

A6 交付決定を受けることが必要です。交付決定の後に、着工してください。

Q7 補助金の交付を受けるまでに、どのような手続きが必要ですか。

A7 補助金交付(支払い)までの手続きの流れは、次のとおりです。

- ①事業計画書兼収支予算書の作成
- ②交付申請(令和元年(2019年)12月27日(金)まで)
- ③交付決定(県)
- ④事業着手
- ⑤事業完了(令和2年(2020年)2月28日(金)まで)
- ⑥実績報告(事業完了日から30日又は令和2年(2020年)3月12日(木)のいずれか早い日まで)
- ⑦完了検査、補助金の額を確定(県)
- ⑧補助金の支払請求
- ⑨補助金の支払い(県)

Q8 補助金の交付申請手続は、法人単位ですか、事業所単位ですか。

A8 法人単位です。

(補助対象施設)

Q9 補助対象となる施設は何ですか。

A9 次のとおりです。なお、次の施設に該当する場合でも、補助を受けられない場合がありますので御注意ください。(Q10 参照)

(1)女性専用施設等

- ・トイレ、更衣室、シャワー室、休憩室、託児スペース等の新增設又は改修
- ・和式トイレの洋式トイレへの改修
- ・男女トイレの入り口が共通であるものを壁で完全に分離する改修

(2)安全施設等

- ・スロープ、滑り止め等(妊婦等の安全確保)の新增設又は改修
- ・街灯、監視カメラ(夜勤時等の安全確保)の新增設又は改修

(3)福利厚生施設等

- ・調理や保温設備等(女性活躍に必要と認められるもの)、分煙設備の新增設又は改修

Q10 補助が受けられない施設はどのようなものがありますか。

A10 次のとおりです。

- ①古くなった施設等の単なる更新
- ②一般事業主行動計画に定めた女性の就業拡大や職域拡大といった目標の達成に資すると認められない施設
- ③平成 30 年 4 月 1 日以降に新築又は増築に着手した事業場に、後から女性専用施設、安全施設等を新增設する場合

(補助対象経費)

Q11 事業場の拡張(新築・増築)に合わせて既存事業場部分にトイレを新增設する場合、トイレ等の部分は補助対象になりますか。

A11 新築・増築に係る事業場のトイレ等は、補助を受けることができません。なお、増築に併せて既存事業場部分のトイレ等を改修する場合は補助対象になります。

Q12 「撤退した企業の事業場等」を譲り受け、改修する場合、補助対象になりますか。

A12 補助対象になります。

Q13 これまで男女兼用のトイレが1つだったので、女性専用のトイレの増築を計画しています。どこまでが補助対象になりますか。

A13 増築に係る便座等一式と壁やドアの設置などが対象になります。
なお、男女兼用だったトイレを男性専用に変更した部分の経費は、対象外です。

Q14 これまで男女兼用の更衣室が1つだったので、それを分割して、女性専用の更衣室を作ることを計画しています。どこまでが補助対象になりますか。

A14 新たに追加購入するロッカー代、パーテーション代、また、扉を購入する場合は、女性側のみが対象になります。
ただし、補助対象となる備品購入費は、設置料や付属品を含めて 10 万円以上のものに限られます。

Q15 既存の女性専用トイレの改修を計画しています。補助対象になりますか。

A15 洗浄機能付き便座への変更や洗面台、疑似流水音装置、鏡等の設置等、「機能の追加を伴う改修」は、対象になります(ただし、補助対象となる備品購入費は、設置料や付属品を含めて 10 万円以上のものに限られます。)

機能の追加を伴わない改修(古くなったトイレ設備の更新)は、洗浄機能付き便座等の設備の機能の向上を伴うものであっても、対象になりません。

また、同時に男性専用トイレも改修しても、その部分の経費は、対象外です。

Q16 既存の女性更衣室の備品を新品に買い替えます。補助対象になりますか。

A16 補助対象外です。

Q17 女性専用トイレをレンタルで調達します。レンタル費用は、補助対象になりますか。

A17 補助対象外です。

(他の助成金等との併用)

Q18 同一施設の整備について、本補助金と他の補助金を併用することは可能ですか。

A18 他の補助金や助成金が充てられた経費又は充てられる予定のある経費については、この補助金の交付対象とすることができません。

他の補助金等により整備する施設等と本補助金により設備する施設等が明確に区分できるときは、本補助金を交付できる場合があります。

- ①国が支給する「建設労働者確保育成助成金(仮設トイレ等の作業員施設の賃借料助成)」
- ②山口県が補助する「企業立地促進補助金」「優良産廃処理業者に係る女性就業環境整備事業費補助金」
- ③国が支給する「障害者作業施設設置等助成金」や「障害者福祉施設設置等助成金」

以上